


所管部課		福祉部 生活福祉課	部長	吉 沢 寿 子		
件 名		東大和市生活困窮者自立支援調整会議設置要綱の一部を改正する要綱について			区分	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要 旨						
<p>平成26年度に東大和市生活困窮者自立促進支援モデル事業により必置機関として設置した「東大和市生活困窮者自立支援調整会議」について、平成27年4月1日の「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 改正点 第1条中「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を「生活困窮者自立支援事業」に改める。</p> <p>(2) 施行日 平成27年 4月 1日</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>						
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)						
<p>平成26年7月23日 東大和市生活困窮者自立支援調整会議設置要綱の施行。 平成26年8月27日 第1回支援調整会議実施 (20の関係機関が参加)。</p>						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等)						
庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。